

岡山市空家等適正管理支援事業費（購入）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 空き家の流通の促進を図るため、予算の範囲内において岡山市空家等適正管理支援事業費（購入）補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）、岡山市空家等の適切な管理の促進に関する条例（平成27年岡山市条例第85号）及び規則において使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 一戸建ての居住の用に供する建築物をいう。
- (2) 併用住宅 住宅のうち居住の用に供さない部分を有する建築物（延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するもの）をいう。
- (3) 子育て世帯 出生の日から18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む世帯をいう。

（補助事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次条に規定する補助対象住宅について補助事業者が行う中古住宅の購入（契約書を交わさない売買、贈与又は相続によるものを除く。）で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の交付を決定する前に中古住宅の売買契約を締結していないこと。
- (2) 中古住宅の売買は、3親等以内の親族間におけるものでないこと。
- (3) 補助事業により取得する中古住宅は、60万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）以上で購入すること。

（補助対象住宅）

第4条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 市内に存するものであること。
- (2) 生活するために必要な居室、台所、便所、浴室（以下「必須設備」という。）を有するものであること。

- (3) 申請日現在において、法第22条第2項の規定に基づき勧告されていないこと。
- (4) 申請日現在において、住宅又は併用住宅であり、以下のいずれかに該当するもの。
 - ア 法第2条第1項に規定する空家等であること。
 - イ 岡山市空き家情報バンク（以下「空き家バンク」という。）に登録されているもの。

（補助事業者）

第5条 補助事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象住宅に居住する予定の個人
- (2) 市税の滞納がない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者を含む。）でないこと。
- (4) 子育て世帯の場合は、10年以上継続して居住する意思があること。

（補助金の交付の制限）

第6条 補助金の交付回数は、同一の補助対象住宅について1回限りとし、同一の申請者が第15条に定める補助金確定通知書の交付を受けるまで、重複して申請を行うことはできない。

- 2 同一世帯に属するものが補助金を複数回申請することはできない。
- 3 公共工事の施工に伴う補償の対象となる工事その他市長が不相当と認めるものについては、補助金の交付の対象としない。

（補助対象経費）

第7条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、中古住宅における建物の購入費とする。ただし、併用住宅である場合は、住宅部分の床面積按分とする。

- 2 市、県及び国が行う他の補助制度の対象となる経費、土地の購入費、固定資産税清算金、契約に要する費用、登記に要する費用、仲介手数料、その他補助の対象として市長が不相当と認めるものは、補助対象外とする。

（補助金額）

第8条 補助金額は、補助対象経費の合計額に3分の1を乗じて得た額とし、60万円を上限とする。ただし、子育て世帯に該当する場合は、70万円を上限とする。

- 2 前項の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第9条 補助金の交付申請は、補助事業着手前に岡山市空家等適正管理支援事業費（購入）補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出して行わなければならない。

2 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請者の住民票
- (2) 所有権を証明できるもの（補助対象住宅の不動産登記事項証明書（建物）又は登記情報提供サービスによる登記情報等）
- (3) 申請者の滞納無証明書
- (5) 第4条(4)アに該当する場合は、電気使用量明細書、水道使用量明細書その他の空き家期間の確認をすることができるもの
- (6) 第4条(4)イに該当する場合は、空き家バンクに登録をしていることが分かる資料
- (7) 中古住宅購入に要する経費がわかる見積書（作成年月日、所在地がわかるもの）
- (8) 付近見取図及び平面図（必須設備が確認できるもの。併用住宅の場合は、住宅部分と住宅以外の部分の面積がわかるもの）
- (9) 中古住宅の外観写真（申請から遡って2か月以内の撮影日があるもの）
- (10) 子育て世帯の場合は、住民票の写し等、子育て世帯であることを確認できるもの
- (11) 子育て世帯の場合は、10年間継続して居住する旨の誓約書
- (12) 消費税仕入税額控除確認書
- (13) その他市長が必要と認めるもの

3 市長は、補助事業の目的及び内容により必要がないと認めるときは、前項各号に規定する書類及び規則第5条第1項に掲げる各号の書類の添付を省略させることができる。

（交付の条件）

第10条 市長は、規則第7条第2項の規定に基づき、補助金の交付に当たって、同条第1項各号に定める事項のほか、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 自己居住のために購入するものであること。

（補助金の交付決定の通知）

第11条 市長は、補助金交付の適否を決定したときは、その決定内容及び条件等を岡山市空家等適正管理支援事業費（購入）補助金交付決定通知書（様式第2号）又は岡山市空家等適正管理支援事業費（購入）補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付申請の変更又は中止）

第12条 補助事業者は、規則第12条の規定による変更又は中止の申請を行うときは、岡山市空家等適正管理支援事業費（購入）補助金交付変更申請書（様式第4号）に第9条第

2 項各号に掲げる書類のうち市長が指示するものを添付し、市長に提出しなければならない。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の申請を審査し承認したときは、岡山市空家等適正管理支援事業費（購入）補助金交付変更決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（状況報告、着手及び完了届の免除）

第13条 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しないものとする。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、補助事業の完了後速やかに、岡山市空家等適正管理支援事業費（購入）補助金交付事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 中古住宅の売買契約書の写し
- (2) 中古住宅の登記事項証明書（建物の全部事項証明書）
- (3) 住民票（中古住宅の所在地に住所を異動した後のもの。）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 市長が必要と認める場合は、補助事業の状況について実地に調査を行うことができる。

（補助金額の確定）

第15条 市長は、前条第1項の規定により実績報告を受けた場合において、その内容を審査し適正と認めるときは、速やかに補助事業者に対して、岡山市空家等適正管理支援事業費（購入）補助金確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第16条 規則第19条第2項に規定する補助金の交付の請求は、岡山市空家等適正管理支援事業費（購入）補助金請求書（様式第8号）に岡山市空家等適正管理支援事業費（購入）補助金確定通知書の写しを添付し、市長に提出しなければならない。

（完了後の報告等）

第17条 補助事業完了後において、補助の目的を達成するために必要があるときは、補助事業に係る中古住宅及び補助事業者について調査し、又は補助事業者に対して報告を求めることができる。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に

定める。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。